

平成三十年七月豪雨による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件

○国税庁告示第二十二号

平成三十年七月豪雨による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（平成三十年国税庁告示第十九号）において別途国税庁告示で定めることとされている日は、平成三十年十一月二十七日とする。

平成三十年十月十七日

国税庁長官 藤井 健志